

令和8年度京都市国民健康保険特定保健指導業務委託(個別健診利用者分)に関する 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、京都市国民健康保険特定保健指導業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施方法等の必要な事項を定めるものです。

この度、京都市国民健康保険の特定健康診査のうち、個別健康診査を指定医療機関で受診し、特定保健指導の対象となった被保険者に対し、効果的かつ質の高い特定保健指導プログラムの提供が可能である事業者を公募します。

2 業務概要

(1) 業務名

京都市国民健康保険特定保健指導業務（個別健診利用者分）

(2) 業務内容

京都市国民健康保険被保険者で令和8年度特定健康診査を指定医療機関で受診（人間ドックを除く。）した者のうち、特定保健指導「動機付け支援」又は「積極的支援」に該当する対象者に対し、対面及びICT（スマートフォン、タブレット、パソコン等で使用できるWEBシステム又はアプリケーション等）を使用した、個別による特定保健指導を実施するものです。詳細は、別紙1『令和8年度京都市国民健康保険特定保健指導業務委託仕様書(個別健診利用者分)』（以下「仕様書」という。）に定めます。

(3) 履行期間

契約締結日から受付期間内に受け付けた特定保健指導が終了するまで（途中終了を含む。）

3 上限金額

(1) 動機付け支援 18,700円／人（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 積極的支援 35,200円／人（消費税及び地方消費税を含む。）

消費税及び地方消費税率は10%とします。

また、本業務に係る予算が不成立の場合や、自然災害の発生又は感染症の流行等の場合には、契約できない場合や業務内容を変更する場合があります。

この場合、受託候補者は本業務に係る契約の締結ができなかったことにより生じた損害賠償について、本市に請求できないものとします。

4 参加資格

プロポーザルの参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とします。

- (1) 京都市契約事務規則第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿に記載されている者。
- (2) 前号に該当しない者については、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項に掲げる資格及び本業務と同様の業務を受託した実績を有する者。

[参考] 京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）

(競争入札の参加者の資格)

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。

(3) 次に掲げるものを滞納していないこと。

ア 所得税又は法人税

イ 消費税

ウ 本市の市民税及び固定資産税

エ 本市の水道料金及び下水道使用料

(4) (略)

(5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

(6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(3) 公募開始から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

(4) プライバシーマーク登録、JAPHIC（ジャフィック）マークの認定、ISO／IEC27001の認定のいずれかを満たすこと。

5 スケジュール

内容	日時
質問受付期限	令和8年1月27日（火）
質問回答期限	令和8年2月5日（木）
企画提案書等提出期限	令和8年2月12日（木）
プレゼンテーション	令和8年2月26日（木）午前予定
選定結果通知	令和8年3月10日（火）予定

6 質問及び回答

(1) 質問方法

本プロポーザルに関して質問を行う場合は、電子メールにて「(3)提出先」に記載のアドレスに「質問票（様式2）」を送信してください。なお、送信後は担当部署に着信確認の電話連絡をしてください。

※ 公平で厳正な選定を行うため、メール以外での質問は一切受け付けません。

(2) 受付期間

令和8年1月20日（火）～1月27日（火）午後11時59分まで

(3) 提出先

E-mail : kokuhokenko@city.kyoto.lg.jp

(京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室保険年金担当 藤岡宛)

(4) 回答及び回答方法

令和8年2月5日(木)までに京都市情報館(本市ホームページ)に掲載します。

7 企画書等の提出について

(1) 提出書類等

ア 応募者共通

参加表明書(様式1) 見積書(社印及び代表者印を押印したもの、又はこれらの押印がない場合には、担当者の氏名及び連絡先が明記されているもの) ※「動機付け支援」及び「積極的支援」それぞれの1件あたりの単価及び経費明細を記入してください。 ※宛先は京都市長で作成してください。	1部 原本1部及び写し9部
企画書(様式任意) ※別紙2選定基準の項目に沿って作成してください。 ※A4サイズで作成してください。	原本1部及び写し9部
会社の事業概要がわかる会社案内等の資料	10部
プライバシーマーク又は、JAPHIC(ジャフィック)マーク又はISO/IEC27001の認証取得を証する書類の写し	1部

イ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない場合アに掲げる書類に加えて、次の書類を提出してください。

印鑑証明書 ※申請日前3箇月以内に発行のもの原本	1部
「暴力団排除措置に係る誓約書」(様式3)	1部
登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※申請日前3箇月以内に発行のもの原本	1部
納税証明書(国税等及び京都市税) ※申請日前3箇月以内に発行のもの ※国税等については納税証明書(その3の3)、京都市税については前年度分の法人市民税及び固定資産税の各納税証明書。ただし、京都市に事務所の所在がない場合は国税等の納税証明書の提出のみとなります。	1部
調査同意書(水道料金・下水道使用料)(様式4)	1部

(2) 提出期限

令和8年2月12日（木）必着（持参、郵送可）

※郵送の場合は、期限内必着の書留郵便に限ります。持参の場合は、平日（祝・休日を除く）の午前9時から午後5時までとします。

(3) 提出先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所 北庁舎3階

京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室（保険年金担当：藤岡、福山）

(4) 参加対象外となる場合

次に掲げる場合に該当するときは、その者が提出した書類を無効とし、選定の対象外とします。

ただし、簡易な不備については、訂正を求め修正のうえ受け付けるものとします。

ア 4に掲げる資格のない者が提出した場合

イ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 虚偽の内容が記載されている場合

オ 3の金額を超えた見積が提示された場合

8 審査方法

(1) 採点について

選定に当たっては選定基準（別紙2）について、提出書類、プレゼンテーション、質疑応答の内容を総合して評価し、採点は以下のとおり行います。

ア 配点は項目ごとに設定し、審査者一人当たりの持ち点は100点とします。

イ 全ての審査者の採点を平均した点数が最も高い事業者を受託候補者として選定します。

ウ 全ての審査者の採点の平均点数が同点数となった場合は、「2. 企画内容」の評価項目の平均点数を比較し、最も点数の高い事業者を選定します。それでも同点数になった場合は、見積額の最も安価な事業者を選定します。

エ 参加者が1者のみであってもプレゼンテーションを実施することとし、その場合は、採点結果が一定点数（平均60点）以上であり、かつ、受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として選定します。

(2) プrezentation及び質疑応答

ア 日時及び会場

令和8年2月26日（木）午前予定 京都市役所内会議室

※開始時刻、場所等の詳細は企画書等の提出期限後に電子メールで通知します。

イ 方法

・プレゼンテーション：30分以内

・質 疑 応 答：10分以内

・参 加 人 数： 3人以内

※応募者数によっては、プレゼンテーションの持ち時間が変更となる場合があります。

※プレゼンテーションに用いる資料は事前に提出した企画書のみとします。

※パソコンからの投影発表も可能です。投影資料のデータは、「7(2)提出期限」までに、下記担

当宛にEメールで送付してください。(投影する場合、企画書はパワーポイントで横向き16:9サイズで作成してください。)

E-mail : kokuhō-kenko@city.kyoto.lg.jp

(京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室保険年金担当 藤岡宛)

(3) 選定結果の通知

令和8年3月10日(火)までに、電子メール又は文書で通知します。

(4) 審査を行う者

受託候補者の選定に当たって、審査を行う者を次のとおり定めます。

福祉のまちづくり推進室担当部長、健康長寿のまち・京都推進室担当部長、保険年金課長、保健事業担当課長、特定保健指導係長、担当係長、担当係員

(5) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結します。なお、受託候補者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の事業者を新たな受託候補者として協議を行います。

9 選定結果の公表

京都市公式ホームページ(京都市情報館)にて、選定結果とプロポーザルに参加した事業者及び評価点を公表します。

※掲載ページ 「京都市情報館」→「市政情報」→「入札・公募型プロポーザル」→「保健福祉局」

10 委託契約

(1) 委託内容

選定された受託候補者は、企画提案書等に基づき、具体的な事業内容等について京都市と協議し、京都市と合意に達した場合に限り、委託契約を行うものとします。

(2) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とします。

(3) 再委託について

受託者は、本市の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならないこととします。

11 留意事項

(1) 提出に伴う費用(プレゼンテーションを含む)は、全て事業者の負担とします。

(2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 提出された企画書は返却いたしません。

(4) 提出期限以降における企画書の差し替え及び再提出は認めません。

(5) 提出された企画書は、選定業務以外には事業者に無断で使用しません。

(6) 応募に係る書類の事故等による未着について、本市は責任を負いません。

(7) 仕様書を必ず遵守するものとしてください。

(8) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、個人情報及び法人の営業に関する事項を除き、原則

公開します。

- (9) 本要領に記載のない事項又は本要領に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこととします。